

(令和 2 年 1 月 21 日 記者発表資料写)

地域で取り組む地域交通事業の支援を強化します

本市では、日常生活を支える移動手段の確保に向け、地域の方々、運行事業者、仙台市の三者協働による取り組み「みんなでつくろう地域交通スタート支援事業」を平成30年4月からスタートさせ、支援事業の第1弾として燕沢地区で「のりあい・つばめ」の試験運行が実施されています。

「のりあい・つばめ」は現在、本格運行に向け取り組みを進めていますが、この取り組みを進めるなかで見えてきた制度の課題や地域からの要望を踏まえ、令和2年4月から名称を「みんなで育てる地域交通乗り乗り事業」へと改め、地域への支援を大幅に強化します。

新たな制度では、運行経費の補助率を大幅に引き上げるとともに、本格運行時の運行経費の補助を新設します。また、高齢者や障害者等の利用を促進するための割引制度も新設します。

制度の拡充により、地域それぞれの実情に応じた地域交通（※1）の実現に向け、支援をさらに進めていきます。

1 支援強化の概要

(1) 新制度の名称 「みんなで育てる地域交通乗り乗り事業」

(2) 新制度の適用日 令和2年4月1日

(3) 支援強化の内容

①運行にかかる経費への補助率の引き上げ

運行経費にかかる補助率を現行と比べ、最大で30%引き上げます。

また、これまで市内一律だった補助率を人口集中地区と、中山間地域などの人口集中地区以外とで区分し、人口集中地区以外で実施する場合の補助をより強化します。

	現行	改正後	
		人口集中地区（※2）	人口集中地区以外
試験運行Ⅰ	80/100	90/100	95/100
試験運行Ⅱ	70/100	85/100	92.5/100
実証運行	60/100	80/100	90/100

裏面につづく

②本格運行における補助率の新設

現行制度には無かった本格運行時の運行経費にかかる補助を新設します。

	現行	改正後	
		人口集中地区	人口集中地区以外
本格運行	なし	80/100	90/100

③「元気乗り乗り割引」制度の新設

地域交通の運賃において、高齢者や障害者等の運賃を割引く「元気乗り乗り割引」制度を導入した場合に、正規運賃との差額を、仙台市から運営主体に補助します。

	現行	改正後		
		対象者	割引運賃	適用方法
高齢者割引 障害者等割引 (元気乗り乗り割引)	なし	70歳以上の高齢者・障害者等	1回の乗車につき正規運賃の2割の額 (100円に満たない場合は100円)	地域交通の車両乗車時に、身分証明書・障害者手帳等を提示する

2 制度の周知方法

(1) リーフレットの配布

新たな制度を紹介するリーフレットを、3月下旬から下記にて配布いたします。

- ・市役所本庁舎1階市民のへや、市政情報センター
- ・市役所本庁舎7階公共交通推進課
- ・各区役所、総合支所
- ・宮城野区・若林区・太白区情報センター、市民センター など

(2) その他

市政だよりや仙台市連合町内会長会等で周知を図ります。

※1 地域交通 通勤、通学、通院、買い物などの市民の日常生活に必要不可欠な移動手段を確保するため、既存の公共交通を補完する目的で運行する乗合タクシーやデマンド交通など。

※2 人口集中地区 国勢調査基本単位区及び基本単位区内に複数の調査区がある場合は調査区（以下、「基本単位区等」という。）を基礎単位として、人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上の基本単位区等が市区町村の境域内で互いに隣接して、それらの隣接した地域の人口が直近の国勢調査時に5,000人以上を有する地域のこと。

◎ 地域交通支援制度の概要については、別添のリーフレットを参照ください。

本格運行までの道のり

みんなが育てる
地域交通 **乗り 乗り** 事業

事前相談	地域のみなさま中心の取り組み	期間の目安	支援内容
<p>【Step0 へ進む要件】</p> <p>検討組織（5名以上）を立ち上げます</p>	<p>市役所へ地域の課題を相談します</p>  <p>(市役所)</p>	<p>3～6ヶ月程度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●活動の方向性をアドバイスします
<p>Step 0</p> <p>課題把握・整理</p> <p>【Step1 へ進む要件】</p> <p>地域交通の確保が課題であることをみなさまで確認します</p>	<p>地域の課題を話し合います</p>  <p>(地域での話し合い)</p>	<p>6ヶ月～1年程度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●まちづくりアドバイザーの派遣等により、勉強会や意見交換等のお手伝いをします ●まちづくり支援 専門家派遣制度等
<p>Step 1</p> <p>運行計画策定</p> <p>【Step2 へ進む要件】</p> <p>目標収支率を踏まえた運行計画を策定し、併せて収支改善に向けた利用促進策も検討します</p>	<p>地域特性に応じた案を検討します</p>  <p>(ルート・時刻表等の作成)</p>	<p>1～2年程度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●専門家（コンサルタント）を派遣します ●運行計画策定のお手伝いをします ●国、他関係者との調整を行います
<p>Step 2,3</p> <p>試験運行 I, II</p> <p>【Step4 へ進む要件】</p> <p>Step1に応じた目標の達成状況を確認し、目標達成に向けた収支改善策を検討し運行計画を見直します</p>	<p>課題を把握し改善策を検討します</p>  <p>(アンケートによる見直し)</p>	<p>1年程度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●運営計画の見直しのお手伝いをします ●検討組織に対し、運行にかかる経費を一部補助します
<p>Step 4</p> <p>実証運行</p> <p>【Step5 へ進む要件】</p> <p>収支を踏まえた持続可能な運行計画を策定します</p>	<p>持続可能性を検証します</p>  <p>(採算性の検証)</p>	<p>継続して運行</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●持続可能性の検証のお手伝いをします ●利用促進PRのお手伝いをします ●検討組織に対し、運行にかかる経費を一部補助します
<p>Step 5</p> <p>本格運行!</p> <p>【持続した運行に向けて】</p> <p>運営組織で継続的に収支状況を確認して利用促進の取り組みを実施し、必要に応じ運行計画を見直します</p>	<p>地域で積極的に利用し運営します</p>  <p>(利用促進・運営)</p>		<ul style="list-style-type: none"> ●運営への助言等を行います ●運営組織に対し、運行にかかる経費を一部補助します

みんなが育てる 地域交通 **乗り 乗り** 事業

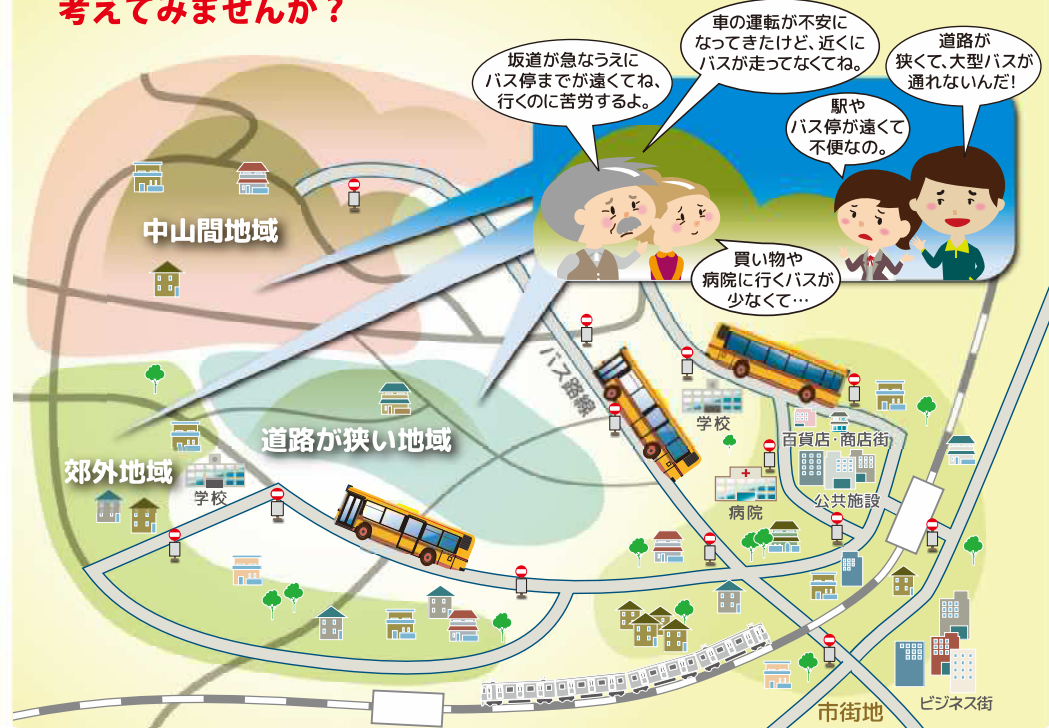
地域の足の確保に向けた取り組みを支援します!

基本的な考え方：地域のみなさまが中心

持続可能な地域の足の確保に向け、地域のことを最も理解している「地域のみなさま」が中心となって取り組んでいくことが重要です。みなさまで地域交通を「つくる」ことで愛着がわき、運営に関わり「守り」「育てる」ことで持続可能な運行につながります。



▼このようなお困りごとの解決に向け、みなさまで地域の足の確保を考えてみませんか？



地域交通とは... 公共交通のサービスレベルが低い地域等において、通勤・通学・通院・買物等市民の日常生活に必要な不可欠な目的のために運行する、既存の公共交通を補完する交通手段をいいます。

担当・お問合せ

仙台市 都市整備局 総合交通政策部 公共交通推進課 地域交通係

仙台市青葉区国分町三丁目7番1号 (市役所本庁舎7階)

TEL: 022-214-8359 FAX: 022-211-0017

ホームページ: <https://www.city.sendai.jp/kokyo/norinori.html>

三者協働



①課題把握・合意形成

- ・検討組織(5名以上)の立ち上げ
- ・地域で話し合い・意識調査

地域のみなさま

②運行計画の作成

- ・ルート・停留所位置等の検討
- ・運行事業者の選定・見積り依頼

③運営・利用促進

- ・運営組織の立ち上げ
- ・利用促進の取り組み

運行事業者

- ①地域密着の取り組み**
 - ・地域ニーズに合った提案
 - ・地域社会への貢献
- ②安全・安心な運行**
 - ・安全で信頼される運行
 - ・経費削減の努力



仙台市

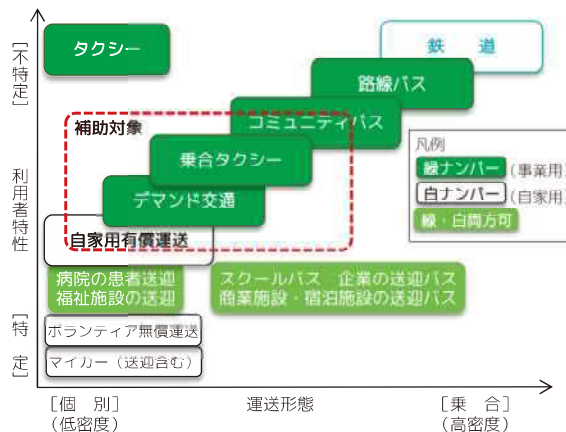
- ①技術的・財政的な支援**
 - ・検討会への参加、専門家派遣
 - ・運行にかかる経費の一部補助
- ②関係者との調整**
 - ・国、道路・交通管理者等との調整
 - ・バス・タクシー事業者との調整

支援対象者

5名以上で構成され、町内会や商店会等の地域団体または交通検討会等、地域の足の確保のために組織された団体が支援を受ける対象となります。

補助対象の地域交通の例

ワゴンタイプやセダンタイプ等、比較的小さな車両を使用して、不特定の方が「乗り合って」「有償で」運行される乗合タクシーや、事前予約が必要なデマンド交通等が補助金を受ける対象となります。



支援1：運行計画策定の支援（技術的支援）

地域のみなさまによる、ルート・停留所位置・時刻表・運賃等の検討において、仙台市が検討会に参加することはもとより、専門家(コンサルタント)を派遣し、専門的な助言や技術的な支援を行います。

- ◎路線・区域・運行時刻等において路線バスと実質的に競合することのないよう配慮する必要があります。
- ◎目標収支率を踏まえた運行計画を検討し、併せて資金計画も策定する必要があります。



支援2：運行経費の一部補助（財政的支援）

地域のみなさまによる運行にかかる経費の一部に対し、補助金を交付します。

支出	人件費	補助	市補助金	Step2	Step3	Step4	Step5	
	燃料費			試験運行I	試験運行II	実証運行	本格運行	
収入	車両償却費	収入	運賃収入	目標	10%	15%	20%	20%
	保険料			収支率	人口集中地区	5%	7.5%	10%
その他	1回の運行期間	1~12ヶ月	6~12ヶ月	6~12ヶ月				
	試験運行等の実施可能回数	最大3回	最大2回	1回のみ				

運行にかかる経費

[収支率 = 収入 ÷ 支出]

- ◎運賃収入のみで目標収支率に至らない場合は、その他の収入(協賛金や寄付金、利用登録料等)を補填することにより、収入を確保することができます。余剰となったその他の収入は、基金として積立もできます。
- ◎試験運行や実証運行は、あわせて最大5回かつ通算3年間まで実施できます。
- ◎1運行あたりの平均輸送人員が1.2人を下回る状態が3年続いた場合、その翌年度以降の補助金の交付を取りやめます。(運行継続条件)
- ◎人口集中地区とは、国勢調査において一定程度人口を有する人口密度の高い地域のことです。詳しくはお問合せください。
- ◎運賃収入には、「支援3：高齢者等割引運賃への補助」を含みます。



支援3：高齢者等割引運賃への補助（利用促進策への支援）

高齢者や障害者等に割引運賃(元気乗り乗り割引)を設けた場合、運賃収入の減収(正規運賃との差額)に対し、補助金※を交付します。

$$\text{※乗車1回あたりの補助限度額} = (\text{正規運賃} - \begin{matrix} 100 \text{円} \\ \text{or} \\ \text{正規運賃の2割} \end{matrix} \text{の} \text{高い額})$$

元気 **乗り** **乗り** 割引



下記の身分証明書・障害者手帳等を運転手に提示すると、

1乗車

100円が**運賃の2割**の、いずれか高い金額で乗車できます!

割引対象	高齢者	障害者等
証明書等	<ul style="list-style-type: none"> ●年齢70歳以上であることが分かる顔写真真付きの身分証明書(マイナンバーカード等) ●敬老乗車証 	<ul style="list-style-type: none"> ●身体障害者手帳 ●療育手帳 ●精神障害者保健福祉手帳 ●仙台市障害者き章又はき章証票 ●ふれあい乗車証

坪沼乗合タクシー 臨時便運行回数(平成30年度)

小学校臨時便			中学校臨時便		
運行月日	土日祭日	摘要	運行月日	土日祭日	摘要
4月10日	-	短縮4時間	4月28日	1	授業参観
5月27日	1	運動会	4月28日	1	授業参観 帰り
7月20日	-	短縮4時間	5月27日	1	運動会
8月27日	-	短縮4時間	8月21日	-	実力考査
10月5日	-	短縮4時間	9月8日	1	文化祭
10月24日	-	短縮4時間	3月9日	1	卒業式 1年生2年生
10月28日	1	コミュニティ祭	3月9日	1	卒業式 3年生
11月7日	-	短縮4時間	3月28日	-	離任式
11月10日	1	学芸会			
12月21日	-	短縮4時間			
1月8日	-	短縮4時間			
1月30日	-	短縮4時間			
2月13日	-	短縮4時間			
3月22日	-	短縮4時間			
3月28日	-	離任式			
平日 12回 土・日・祝 3回			平日 2回 土・日・祝 6回		
小計 15回			小計 8回		
合計		23	回		